

各介護サービス事業所 管理者様

久留米市長 大久保 勉  
(健康福祉部介護保険課)

## 令和3年度介護報酬改定に伴う重要事項説明書、契約書及び運営規程の取り扱いについて

日頃から適正な介護サービスの運営にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護サービス事業者は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者等の同意を得なければなりません。

令和3年度介護報酬改定により、利用料金等が変更されることに伴い、重要事項説明書、契約書及び運営規程を変更し、利用者等への対応を要することが想定されます。

つきましては、令和3年度介護報酬改定に伴う重要事項説明書等に係る利用者等への対応については、下記のとおりとしますので、適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、下記の取扱いについては、令和3年度介護報酬改定に係る事項に限定していますので、その他の事項につき変更等がある場合は、従前どおりの取扱いとなりますのでご注意ください。

### 記

#### 1 介護報酬改定に伴う契約書、重要事項説明書について

##### (1) 令和3年4月1日以降に契約する利用者

新しい重要事項説明書を使って説明し、同意を得てください。

契約書についても様式を見直した上で、新しい契約書様式にて契約を行ってください。

##### (2) 令和3年3月31日以前に契約済みの継続利用者

新しい重要事項説明書の交付、再契約は不要です。

ただし、利用者又は家族に対し丁寧な説明を行い、同意を得る必要があります。

方法としては、改定事項を記載した書面等（利用者負担額改定表や新しい料金表等）にて利用者又は家族へ説明を行い、同意を得る等の方法があります。

なお、本来、新しい料金でのサービス提供は、同意を得てからとなりますが、今回の報酬改定に伴う同意については、令和3年4月末日までに、事業所のすべての利用者に対し、遺漏なく対応いただくようお願いいたします。

裏面もご覧ください。

### (3) 令和3年度改定に伴う書面の交付等について

作成、保存等について、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるようになりました。詳細については、別紙をご参照ください

## **2 運営規程の変更に伴う届出について**

今回の制度・報酬改定に係る事項（利用料金や虐待防止のための措置に関する事項の追加等。）の変更については、本市への届出の必要はありません。

ただし、営業日の変更等、報酬改定に係る事項以外で、本市へ届出を要する事項に変更があった場合には、変更後10日以内に変更届を提出してください。

## **3 運営規程等の変更及び掲示について**

運営基準において、運営規程の概要、重要事項説明書等の掲示が定められていますが、今回の報酬改定に係る事項を変更し、令和3年4月1日以降、速やかに最新版を事業所内に掲示してください。

なお、今回の厚生労働省令の改正により、介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所内の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等が可能とされています。

#### **【問い合わせ先】**

介護保険課育成・支援チーム

TEL:0942-30-9247

FAX:0942-36-6845

(別紙)

【令和3年度改定内容】

今回の厚生労働省令の改正により、作成、保存等について、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるようになりました。また、交付等（交付、説明、同意、承諾、締結等）についても、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができることになりました。

なお、具体的な交付等の取扱いについては「解釈通知」にて下記のとおり示されておりますのでご注意ください。

●電磁的方法について（居宅サービスの場合）

- (1) 電磁的方法による交付は、居宅基準第8条第2項から第6項まで及び予防基準第49条の2第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。
- (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。
- (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。
- (4) その他、居宅基準第217条第2項及び予防基準第293条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

※上記詳細については、久留米市公式ホームページより下記の解釈通知をご確認ください。

久留米市公式 HP トップ > 健康・医療・福祉 > 高齢者支援・介護保険 > 介護保険に関する国・県・市通知 > 令和3年度介護報酬改定について > 基準省令に関する通知等にサービスごとの「基準について」（解釈通知）を掲載しております。

電磁的方法については、解釈通知の「雑則」をご確認ください。